

地域ケア会議の効果的な運営の推進に関する調査研究

『政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き』の活用方法

地域ケア会議の効果的な運営の
推進に関する調査研究委員会委員長
法政大学現代福祉学部

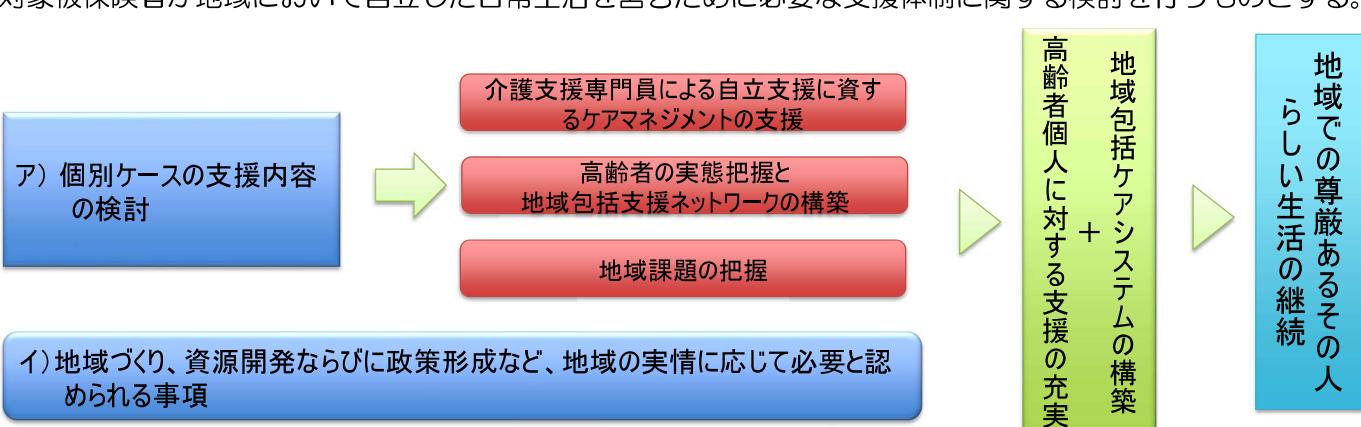
高良 麻子

地域ケア会議とは

介護保険法 第百十五条の四十八(会議)

市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。



個別課題・地域課題の解決に向けて知恵を出し合う場 地域ケア会議

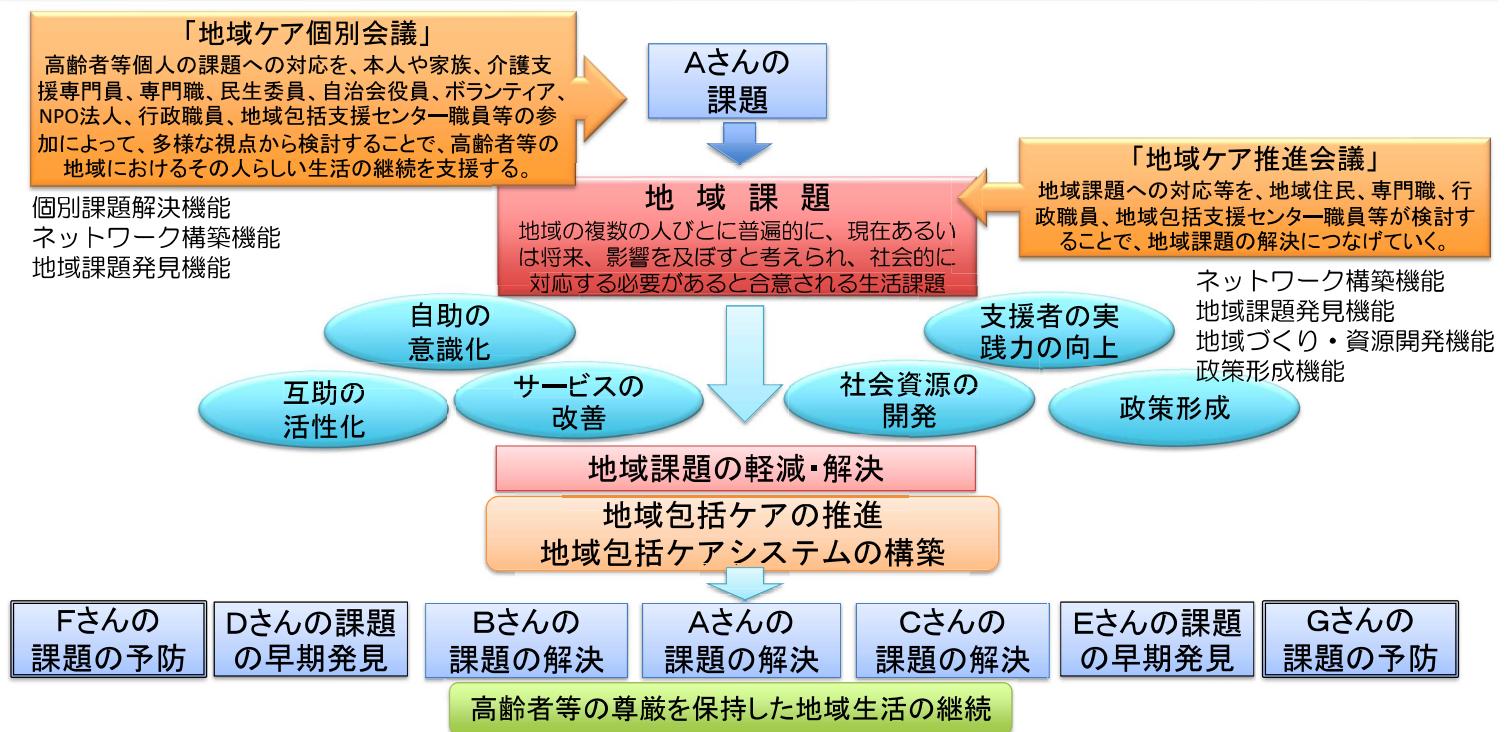
地域ケア会議は
専門職や住民等が知恵を
持ち寄る場

(構成員例)

- 地域ケア会議は
 - ・市町村や地域包括支援センターが主催し、
 - ・医療・介護の専門職に加え、生活支援コーディネーター等の多くの職種や住民等が一堂に会することで、
 - ・個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援方法を幅広く検討するとともに、地域課題を把握・検討するための会議
- 個別課題の積み重ねから地域課題を発見し、市町村としての政策形成につなげていくことも期待される。
- しかし、残念ながら、うまく機能している地域は多くない。



地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の連動による地域包括ケアの推進



出典:東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課『令和元年度自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議実践者養成研修事業【文書版研修テキスト】』2020年,32ページを一部改変

図表 29 「地域ケア個別会議で検討した事例から抽出・整理した地域課題をもとにした政策形成」についての取組み内容

	全体 n=1230	現状取り組んでいる内容として当てはまるものを全て選択してください。(複数回答)【n=1230】								1万人未満 n=272
		政令市 n=16	30万人以上(政令市除く) n=53	10万人以上30万人未満 n=163	5万人以上10万人未満 n=216	3万人以上5万人未満 n=193	1万人以上3万人未満 n=317			
1 地域支援総合事業の実施内容の検討に反映させている	30.8%	43.8%	32.1%	36.8%	29.2%	28.0%	30.9%	29.4%		
2 市町村主催の地域ケア推進会議や地域包括支援センター運営協議会で政策形成に向けて検討している	31.3%	62.5%	41.5%	39.9%	34.7%	31.6%	26.2%	25.4%		
3 市町村内の関係する部局と情報共有・連携する場を設けている	26.2%	50.0%	32.1%	25.8%	23.6%	25.4%	23.7%	29.4%		
4 政策形成に向けて地域課題に関する根拠となるデータ等の収集をしている	12.8%	18.8%	20.8%	20.2%	13.4%	11.9%	11.0%	8.5%		
5 高齢者福祉計画等、計画策定の議論に反映している	23.0%	43.8%	32.1%	28.2%	22.7%	24.4%	18.9%	21.0%		
6 先進事例の研究や、視察を行っている	9.8%	18.8%	11.3%	14.7%	9.3%	7.3%	10.1%	7.7%		
7 優先順位をつけて取り組んでいる	9.3%	31.3%	11.3%	17.8%	7.4%	8.3%	6.6%	7.7%		
8 その他	3.0%	0.0%	1.9%	4.9%	2.3%	3.1%	3.2%	2.6%		
9 特に取り組んでいない	29.6%	12.5%	17.0%	23.3%	28.2%	29.0%	31.5%	36.0%		

日本総合研究所(2020)「令和元年度老健事業 地域ケア会議に関する総合的なあり方検討のための調査研究事業報告書」p32

『政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き』の構成

□第1章 地域ケア会議とは

- 1 地域ケア会議の目的
- 2 地域ケア会議の機能

□第2章 地域ケア会議の活用における困難と解決のためのポイント

- 困難1 わがまちの地域ケア会議の体系ができない
- 困難2 「地域ケア個別会議」で建設的な議論ができない
- 困難3 「地域ケア個別会議」で必要性の高い事例を検討できない
- 困難4 「地域ケア個別会議」で地域課題・自立促進要因を把握できない
- 困難5 ケースの蓄積から地域課題・自立促進要因を把握できない
- 困難6 複数の地域課題の把握で終わってしまう
- 困難7 地域課題の解決につなげられない
- 困難8 「地域ケア推進会議」で建設的な議論ができない
- 困難9 地域の人びととともに地域課題の対応について検討できない
- 困難10 地域課題の解決に向けた政策を形成できない
- 困難11 地域ケア会議を継続して活用できない

□第3章 事例

- 事例1 地域住民と専門職とが自分ごととして考える地域ケア会議〔東京都国立市〕
- 事例2 委託型地域包括支援センターからのスマールステップ地域ケア会議〔石川県金沢市〕
- 事例3 地域課題「高齢者の移動手段確保」における政策形成までの取組み〔北海道京極町〕
- 事例4 個と地域・府内連携会議を通して、政策形成へつながる道を関係者で見出した事例(解説資料)

□地域ケア会議を活用した政策形成のプロセス(事例動画)

地域ケア会議の運営方法を見直し、政策形成へつながる道を関係者で見出した事例(解説資料)

『政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き』の活用方法

ステップ1

第1章で地域ケア会議の目的と機能を確認しましょう。

ステップ2

地域ケア会議の活用における課題が認識されている場合

課題に該当する困難について、第2章で確認しましょう。

地域ケア会議の活用における課題を明確にしたい場合

相関表（iv頁）に記載の11の困難から、わがまちに該当すると考えられる困難を把握し、第2章で確認しましょう。

地域ケア会議の活用のあり方を総点検したい場合

チェック表（vi頁）を使用して、できていないポイントについて、第2章で確認しましょう。

ステップ3

わがまちの困難やその解決のためのポイントに該当する第3章の事例を、相関表（iv頁）とともに探し、どのように取り組んでいけばよいのかを理解しましょう。

なかでも、政策形成のプロセスについては、事例動画を確認して、どのような点に留意しながら取組みを進めていけばよいのかを理解しましょう。

ステップ4

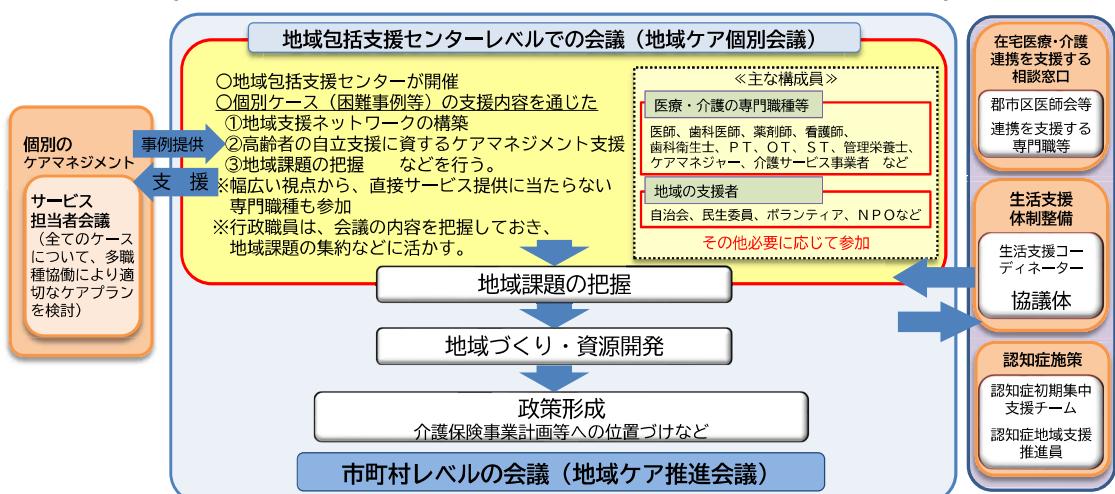
ここまで理解をもとに、わがまちの地域ケア会議の活用における課題は何で、それに対してどのように対応していくのかについて、市町村と地域包括支援センター等で検討しましょう。

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

- 参考) 平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）
○ 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
○ 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
○ 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定など



- ・地域包括支援センターの箇所数：5,351ヶ所（センター・ブランチ・サブセンター合計7,386ヶ所）（令和3年4月末現在）
- ・地域ケア会議は、97.9%の市町村（市町村・地域包括支援センター開催含む）で開催（令和2年度末時点）